

平成 21 年 5 月 28 日現在

研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530388
 研究課題名(和文) 薬物政策の比較社会学的研究 日本・イギリス・アメリカ・オランダ
 研究課題名(英文) Comparative Research on Drug Policy from a Sociological Perspective

研究代表者
 佐藤 哲彦(SATO AKIHIKO)
 熊本大学・文学部・教授
 研究者番号：20295116

研究成果の概要：薬物政策は国によって異なっているが、本研究は日本、イギリス、アメリカ、オランダの政策の違いが何に根ざすのかを分析した。その結果、かつてのイギリスや現在のオランダの政策が薬物使用者を社会の成員として認める近代的な秩序を構想し、医療やリハビリテーションなどを中心として使用者を処遇する一方、日本やアメリカは成員の同質化を基にした社会秩序を志向し、使用者を秩序外に隔離排除する処遇をしていることが明らかになった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,600,000	0	2,080,000
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：薬物政策、薬物、薬物使用、近代化、比較社会学

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者による薬物政策研究の全体構想は「近代化と薬物統制」の関係を明らかにすることにある。この研究構想自体、近代化そのものを議論するための重要な材料を提供すると考えられるが、それはこの構想が政策的思考の考察を通じて、近代的な思考方法そのものを明らかにする道のひとつであるからである。

(2) この全体構想の下、代表者はこれまで日本の覚醒剤政策の研究(佐藤哲彦、1996、「日本における覚せい剤犯罪の創出」、『ソシオロジ』、40(3)、pp.57-75)やイギリスの薬物政

策の研究(佐藤哲彦、2003、「薬物政策における医療的処遇」、日本社会病理学会第19回大会ラウンドテーブル『医療化のポリティクス・パートII』、2003年10月5日、國學院大学)、さらにアメリカ合衆国の薬物法廷の研究(佐藤、2003、同上)やオランダの薬物政策の研究(佐藤哲彦、2004、「ドラッグ使用をめぐる寛容性の社会的組織化—オランダのドラッグ政策をめぐる—」、『人文知の新たな総合に向けて(21世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」)第二回報告書III[哲学篇2]』、京都大学大学院文学研究科、2004年3月、pp.87-108)

などを積み重ねてきた。これらはいずれも「近代化と薬物統制」の関係という全体構想を明らかにするための部分的な考察として位置づけられるものである。

(3) そこでこの全体構想を継続し発展させるものとして、いくつかの国の薬物政策における共通点と相違点を抽出し、それらを生み出した過程を分析することが必要であると考えられた。その作業は同時に、すでに発表した上記の諸研究を再検討し統合することを目指すものでもある。

2. 研究の目的

(1) そこで本研究は、2006年度から2008年度までの3年間に、上記全体構想の中で、とくに日本・イギリス・アメリカ合衆国・オランダといった四カ国の薬物政策における共通点と相違点を抽出し、それら共通点と相違点を生み出した過程を分析することで、それらがどのような背景と要因によって生じたものであるのかを明らかにすることを目的として編成された。

(2) もとより薬物政策は国家の数だけ、さらに国によっては国家の下位に位置する自治体の数だけ存在すると考えられる。そのため、まずはそれら各地域の薬物政策がどのような布置にあるのかという見取り図を作る必要がある。そこで本研究ではまず何よりも、その見取り図の基準となる座標を構成することを第一の目的とした。そのような座標構成を経ることにより、見取り図を経由して、全体構想の「近代化と薬物統制」の関係の考察へと至ることができると考えられるからである。

(3) これを換言すれば、薬物統制という政策的思考における「近代化」を思考するにあたって、何をもち「近代化」とすることが可能なのか、あるいはどのような思考パターンや思考要素の出現が「近代化」を指し示す指標となるのかということ、あらかじめ構成しておく必要があるということである。そしてその座標は今後、各地域の薬物政策を研究するにあたって、差しあたりの仮説的ガイドとして機能するとともに、そのような座標の出現そのものそれは近代的思考の出現の、ひとつの形態と考えられるだろう。について思考することが、社会学的研究としての意義を有することになると考えられる。

(4) したがって次に、それらの座標を基にして、日本・イギリス・アメリカ合衆国・オラ

ンダ四カ国の薬物政策が、それぞれどのような布置状況にあり、またどのような意味を持つものであるのかを論じることを、第二の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究が研究進行上とくに重視したのは、本研究が単なる薬物政策研究としてではなく、社会学的研究としての意義を有するためにはどのような研究編成が必要であるかという問いである。これには薬物政策の社会科学的研究がわが国においては未発達であるという状況が強く関係している。そこで以下では、その問いに対してどのようなアプローチが必要とされたのかについて述べておく必要があるだろう。

アメリカ合衆国やヨーロッパなどではすでに一研究領域として確立している「薬物政策の社会科学的研究」は、しかしながら、わが国においてはいまだ始まっていないともいえる。そのような状況にあって本研究は、代表者のこれまでの研究と併せて当該研究領域を開拓するものではあるものの、同時に「こんにちの社会学」としての意義を有する必要も当然あり、その点が本研究の中心的な課題であり、また同時に困難とも考えられた。すなわち、「薬物政策の社会科学的研究」はわが国においては、いわば周回遅れの研究テーマである一方で、単に周回遅れを挽回するだけの作業だけでなく、「こんにちの社会学」として研究をおこなう意義もまた同時に実現しなくてはならないということが、本研究の課題と判断された。

そこで本研究は、主に二つの角度から薬物政策研究にアプローチすることとした。ひとつは、本研究の研究題目にもあるとおり、「薬物政策の比較研究」であり、もうひとつは、「比較社会科学的研究」というタイトル後半に関連して、多少方法論的思考に傾斜した「政策的思考の社会科学的研究」である。もちろん、本来これらは互いに切り離せないものであり、切り離せないからこそ全体構想「近代化と薬物統制」に対する代表者固有のアプローチが必要であると考えられる。そこで、以下ではあえてこれらを分割し、分析的に記述しておくことにする。

(2) 本研究のアプローチは上記の理由により、以下に詳しく述べる「薬物政策の比較研究」と「政策的思考の社会科学的研究」といった二つのアプローチに分析的に分けること

ができる。

薬物政策の比較研究

まずはひとつ目の「薬物政策の比較研究」である。今回はとくに日本、イギリス、アメリカ合衆、オランダといった四カ国の薬物政策を比較することがその主な作業である。

これら四カ国の薬物政策の概括的特徴としては、ヨーロッパの二カ国（イギリス・オランダ）が比較的寛容ともいわれるような政策をとり（あるいは、かつてとっていた）、近年は有害性縮減（harm reduction）政策に傾斜しつつあるのに対し、日本とアメリカ合衆国は薬物使用の犯罪化政策を強め、「薬物のない（drug free）」社会を目指していることがあげられる。したがってこれらは、薬物政策における二つの極をあらわしていると考えられ、その二つの極の分岐について考察することが必要となる。

それゆえ、この研究については歴史的事象を扱うために、資料の分析が主な方法となった。またそれと同時に薬物政策の研究歴の長い研究者たちへのインタビューもその方法のひとつとした。

先にも述べたように、「薬物政策の比較研究」においては、各地域の薬物政策の見取り図のための座標を構成する必要があり、そこにこれらの国を対象とする理由がある。というのも、これらの国の政策の特徴、あるいは薬物政策の二つの極が示している特徴が、分岐のための要素を表現していると考えられ、したがって、その要素自体がどのように構成されているのかを抽出することで、分岐そのものについて思考し、また薬物政策見取り図の座標を構成することを可能にすると考えられるからである。

より具体的にいえば、医療化政策（薬物使用の医療的処遇）と犯罪化政策（薬物使用の刑事的処遇）の分岐条件を探求し、その条件そのものが政策的思考のひとつの現れであると位置づけ、また同時にそれを薬物政策見取り図の座標とする。このことは、医療なのか犯罪なのかという、ある意味で単純な分割や対立を乗り越え、それら自体があらわしている思考の特徴を抽出するということの意味している。

別の言い方をすれば、「逸脱の医療化」論のこんにちの意義がよく誤解されているように、医療化か犯罪化かという単純に二分化された対立と発想を越え、それが指示し表現している近代的思考やその現れ方を、これまでとは違った形で検討するということの意味している（佐藤、2006、成果 参照）。「逸

脱の医療化」論の意義は、すでにこんにち、逸脱領域における医療化と呼ばれる現象を記述し明確化したことにはない。それはすでにわれわれにとって一般化された思考の一部である。であれば、そのこんにちの意義とは、医療化と脱医療化（あるいは犯罪化）という記述可能な傾向性が、どのような土俵で成立したのか、記述可能となったのか、ということそれ自体を思考可能にしたということにある。

すなわち、医療化と脱医療化（あるいは犯罪化）が相互に対立するものとして成立するのであれば、それらがどのような土台の上で対立しあるいは交代するのかについて考えること、またそれらに対立しているということが何を指し示しているのかということについて考えること。これらが、こんにちのこの領域の研究の意義であると考えられるということである。

また同時に、これら四カ国の政策立案過程の議論においては、概括的にいえば、前者二カ国（イギリス・オランダ）では移民その他の多文化への寛容性、さらにはHIVや肝炎に代表される薬物使用関連疾病へのケアが重視される傾向がある一方、後者二カ国（日本・アメリカ合衆国）では国内の統合をより重視し、薬物問題を政治的問題として議論する傾向が国会や議会の会議録などで観察される。今年（2009年）に入り、イギリスではカンナビスの再犯罪化がおこなわれたが、ここでも同様の政治的な議論が観察された。さらに前者二カ国では、相対的に薬物使用の文化的研究や社会（科）学的研究が重視されてきた経緯も観察された。

これらのことが示しているのは、寛容性やケア、さらに社会（科）学的思考がそれを議論する機会において相互に結びついているということであり、その結びつきそのものについて思考することが必要であるということである。

したがって、「薬物政策の比較研究」は、単に薬物政策を比較するだけでなく、それぞれの薬物政策を基礎づける政策的思考そのものを比較し、その思考の特徴と機能を論じる必要性を喚起する。そしてこのような政策的思考自体について思考するということが、二つめの課題、すなわちこんにちの社会学としての本研究の意義を有するものといえる。

政策的思考の社会学的研究

したがって、ここでは、寛容性やケアなど、こんにちの公共政策において議論されるテーマが薬物政策と結びつけられて論じられ

るという事態が、一体どのような意味をもつのか、といった問いが立てられるように思われるかもしれない。

しかしながら、実はこの問い自体は、わが国の薬物政策や日常的な思考を基準にした場合に出てくる問いであることに、私たちはまず注意しなくてはならない。すなわち、寛容性あるいは社会的包摂、さらには福祉やケアなどの視点は、ヨーロッパ各国の薬物政策においては、当然のことにように導入されてきた視点だということである。つまりそれ自体が対象化されるということもまた、ある種の特殊性のなかにあるということである。

その点からすると、ここで重要なのは、それらを当然のように導入する（政策的）思考と、それらを特別なもの、あるいは例外的なものとする（政策的）思考とが、それぞれどのような意味をもつものであるのかということである。別の言い方をすれば、それら双方の政策的思考を対象化し比較可能な地点から、これらについて思考するということを意味する。これは、より端的にいえば、ヨーロッパ流の（薬物）政策的思考と日本やアメリカ合衆国流の（薬物）政策的思考とが、思考としてどのようなものであるのかと問うことである。

これまでのアメリカ合衆国やヨーロッパの薬物政策史研究では、日本やアメリカ合衆国流の薬物政策についてはほとんどの場合、異文化・異民族との接触、あるいはナショナリズムや移民などとの関係によって論じてきた。端的にいえば、薬物が異文化・異民族接触に伴うナショナリズムなどとかかわる場合には、寛容性や社会的包摂などの視点は導入されず、むしろ排除されるべきものとして扱われてきたということである。そこには薬物使用が犯罪へと結びつくという極めて限定された、典型的な言説パターンが見られるが、1970年に医療的処遇から犯罪化へと方向転換したイギリスにおける薬物政策においてもまた、同様の論点が見られる。したがって、従来の薬物政策の社会学的研究という水準からすれば、この水準の議論をまず第一に確認しておく必要がある（佐藤、2008、第五章、発表図書）。

しかしながら、こんにちの社会学的研究としては、おそらくこれでは不十分である。先に述べたように、これはいまだ、周回遅れを挽回した位置にある研究の意義ということになる。というのも、この水準にとどまる考察では、そうではない政策的思考 すなわち寛容性や社会的包摂などと結びつく政策的思考 を、犯罪化を中心とした思考とは

また別の視点から論じる必要があり、議論の対称性の観点からすると、問題が生じかねないからである。

そこで、本研究ではさらにこれを更新し、たとえば、ナショナリズムや移民とかかわることで導入される薬物政策が、政策的思考としてはどのような意味や意義をもつものであるのかを論じた。あるいは、寛容性や社会的包摂などの視点を導入する薬物政策が、政策的思考としてはどのような意味や意義をもつものであるのかを論じる必要がある。これらの議論こそが、本研究の社会学的研究としての意義であるからである。

そしてそれは同時に、後者の政策的思考において実際に導入された社会（科）学的思考の意味や意義を論じることにもなる。いわば、社会（科）学的思考の社会学的考察が必要とされるということであり、またそれが本研究の成果のひとつであるということでもある。

そのため、ここでもまた資料の分析がその方法の中心となるが、思考を分析するという課題のために、分析のパースペクティブとして代表者固有の方法（ディスコース分析）が用いられることになる。

4. 研究成果

(1) そもそも研究成果は箇条書きや要約できるものはない。というのは、そこにいたるまでの思考経路や言説パターンの提案そのものが成果の一部であるからである。しかしながら、後掲の、すでに発表した成果などの論点をここであらかじめあげておくことは、報告書としての体裁に必要であると考えられるため、以下に、これまで述べた意義にかかわるものを簡単に列記しておくことにする。

日本やアメリカ合衆国の薬物政策において、薬物は他者と目されるカテゴリーとの結びつきを主な論拠として犯罪とされてきた。そのため、薬物使用者も他者として排除または隔離されるなど施策がおこなわれた。

オランダやイギリスの薬物政策においては、薬物使用者は排除の対象とはならない一方で、医療や福祉の対象とされてきた。ここでもまたリスクを伴うカテゴリーと位置づけられたものの、刑事政策においてはではなく、医療や福祉領域において、ある種の管理対象とされてきた。

これらの処遇の差異は、なんらかの意味で社会秩序にリスクをもたらすとされる対象

を、どのように処遇するのかという点で、当該社会秩序をどのようなものとするのかと密接にかかわっている。

排除または隔離する秩序の政策的思考は、結果的に社会秩序内部の同一性を保証することで、社会秩序の安定化をはかる思考である。一方、管理する秩序の政策的思考は、結果的に社会秩序内部の多様性を確保しつつ、社会秩序内部の問題発生リスクを軽減する思考である。

これらの思考はいずれも、エミール・デュルケムによる二つの連帯（機械的連帯と有機的連帯）と言説上の形式的からすれば相同的な政策的思考であるといえる。この場合、刑法などによって表現されている連帯（機械的連帯）が前者の排除・隔離する政策的思考を意味し、民法などによって表現されている連帯（有機的連帯）が後者の管理する政策的思考を意味しているといえる。

したがって、社会学の根本に位置する連帯という構想それ自体が指示していること、またそれが有している言説上の機能を対象化し論じることが、薬物政策研究において必要である。

寛容性や社会的包摂と結びついたヨーロッパ流の薬物政策は、管理する政策的思考を基礎にするか、あるいはその表現としてあるが、そこにあるのは有機的連帯と同型の相互依存（あるいは秩序内関係）という観点をもとにした思考であり、したがって、社会学的思考と同じ出自をもつものである。

ここに、排除・隔離する政策的思考に対し、管理する政策的思考を接続するような（言説上の）運動がおこなわれているが、異なる言説パターンをもつこれら双方の接続は、それゆえに困難を生じさせている。

社会学ならびに社会学的思考は社会があるという真理を前提としているわけではなく、ある種の危機状況における政治的対応として社会があることを結果的に実現するように構成された思考であるという歴史的経緯からすると、オランダなどに典型的にみられる薬物政策は、薬物（使用）の社会学化とも呼びうる現象である。

(2) ここで示されているように、本研究で抽出され構成された薬物政策研究の座標は、一

方の極に「排除・隔離」と「犯罪化」という指標を置くものであり、もう一方の極に「管理」と「医療化」という指標を置くものである。実際の過程の記述をもとに理念的に構成されたこれらの座標を用いることで、研究の全体構想の基礎をなす、薬物政策の布置を記述することが可能であると考えられる。

この点で注意すべきことは、たとえばイギリスの薬物政策はオランダと異なっている点として、1970年以降犯罪化政策を主流にしつつ、一方で管理された医療的処遇を保存している。したがって、「排除・隔離」「犯罪化」と「管理」「医療」は必ずしも薬物政策全体を記述するための一本の線の両極であるとは限らない。それらは、個々の政策的思考を成立させる言説のパターン（を記述し、それに名をつけたもの）であると考えられるということである。

(3) 研究成果の最後に、今後の課題を述べておきたい。今後の課題が設定可能であること自体もまた、成果のひとつであるからである。

上で概略的に記した成果をもとに「近代化と薬物統制」という全体構想について考察を進める場合、今後はまず第一に、各地域の薬物政策を個別具体的に記述し、それをもって上にのべた座標の有効性・妥当性を検証する必要がある。

もとより、社会科学において、仮説（この場合は上記の座標をめぐる議論）の有効性・妥当性は、つねに資料・データによる検証に開かれているはずであるが、この場合とくに、政策立案過程を含めた議論の詳細な分析をおこなうことで、言説のパターンを記述し、上記座標の、ある意味で概括的なカテゴリー化、すなわち、排除・隔離、管理などの概念が有効であるかどうかを検証する必要があると考えられる。そして、そのようなカテゴリー化が妥当でない場合には、さらに再カテゴリー化を進めるなどして、仮説を洗練させていく必要がある。

そこで、以上のような作業のためには、検証をおこなう地域を選定し、実際にその地域における薬物政策の現状とその成立過程を分析する必要がある。

その場合、差しあたったの検証に最も適した地域は、おそらくはヨーロッパであると考えられる。というのは、その成立以降、EUは薬物政策について相互に議論を重ねる機会を設け、実際にこれについて検討してきたからである。つまり、一方では各国あるいは各国内の各地域において、その地域（の代表者）による議論をもとに構成された薬物政策が

あり、それが尊重されている。したがって、そこではすでにそれぞれの地域固有の議論がおこなわれており、また固有とはいうものの、これまでの研究により明らかになっているように、薬物政策に関する言説のパターンは比較的限定されている。したがって、その布置状況をそれら各国の議論過程において観察し、上記仮説を検証することができると思われる。他方、ヨーロッパの多くの国は、上記のように管理型の政策を営んでいるものの、なかにはスウェーデンに代表されるように、排除・隔離型の政策も存在する。そのような状況下で、各国の薬物政策の代表者が集まって討議する EU 委員会も運営されている。したがって、その議事の進行や議論の構成方法を観察することで、また別の言説パターンの記述が可能になると考えられると同時に、排除・隔離型政策と管理型政策の接続と分離の仕方を記述することができると思われるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

SATO, AKIHIKO, "Methamphetamine use in Japan after the Second World War: Transformation of narratives", *Contemporary Drug Problems*, 35(4), in press, 査読あり.

[学会発表](計4件)

佐藤哲彦、「『ドラッグ問題』の現在と社会学」、日本犯罪社会学会第35回大会ラウンドテーブル・ディスカッション(企画・コーディネーター・司会・まとめ) 2008年10月18日、専修大学

佐藤哲彦、「薬物をめぐる専門的知識の展開とその含意 医学的知識と秩序構想」、日本社会学会第80回大会シンポジウム『専門知と社会的ポリティクス 医療・環境・科学技術』、2007年11月18日、関東学院大学

SATO, AKIHIKO, "Narrative on Methamphetamine Use in Japan After WWII: Transformed", *4th International Conference on the History of Drugs and Alcohol "Global Approach"*, August 12, 2007, Guelph, Canada

佐藤哲彦、「薬物政策における医療的処遇、その再考・ロールストン・システムをめぐって」、日本社会病理学会第22回大会、

2006年10月1日、京都府立大学

[図書](計5件)

Richard Pates ed., Blackwell, *Interventions for Amphetamines*, in press (Chapter 11, Akihiko SATO, "Japan's long association with amphetamine", pp.147-158)

佐藤哲彦・清野栄一・吉永嘉明、新潮社、『麻薬とは何か』、2009年5月25日(第一章「麻薬・文明・万能薬」pp.18-64、第三章「ドラッグのアメリカ」pp.91-142、第四章「覚せい剤と日本」pp.143-176)
佐藤哲彦、世界思想社、『ドラッグの社会学-向精神物質をめぐる作法と社会秩序-』、2008年10月30日、288頁

森田洋司・進藤雄三編、学文社、『医療化のポリティクス』、2006年9月30日(第四章 佐藤哲彦「薬物政策における医療的処遇-『逸脱の経済化』の一局面としての『医療化』-」pp.81-95)

佐藤哲彦、東信堂、『覚醒剤の社会史-ドラッグ・ディスコース・統治技術-』、2006年4月30日、446頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐藤 哲彦 (SATO AKIHIKO)

熊本大学・文学部・教授

研究者番号：20295116

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし